

【令和3年度島田市結婚新生活支援事業】

新婚さんの新生活を応援します

島田市では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越し費用の補助を行っています。
婚姻時の年齢により、1世帯あたり上限60万円または30万円を支給します！

対象世帯

次の①～⑦の全てを満たす世帯

【申請期限】

令和4年3月31日(木)まで

※申請が多数の場合、年度の途中で事業が終了となることがあります。

- ① 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃借した世帯、引越しをした世帯
- ③ 補助金交付申請時において、当該住宅に住所を有しており、婚姻時の年齢がともに39歳以下
- ④ 令和2年分(4月～5月に申請する場合は令和元年分)の夫婦の所得の合計額が400万円未満
※給与所得者の場合、合計収入540万円程度が目安です。奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。
- ⑤ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座として、島田市が指定する講座を受講している
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがない

★ 対象経費★

- 新規の住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越費用
(引越業者又は
運送業者に
支払った費用)

★ 補助額(1世帯あたりの上限額) ★

- 婚姻時の年齢がともに29歳以下の世帯・・・60万円
- それ以外の世帯(39歳以下)・・・30万円

※補助対象期間は夫婦が同居を開始した期間からの経費となります。
申請が多数の場合、本事業申請期限前に事業が終了する場合があります。

- ・必要書類については、裏面をご覧ください。
- ・対象要件の確認等、お気軽にお問い合わせください。



島田市
緑茶化
計画画

島田市役所 こども未来部 子育て応援課

TEL/0547-36-7159 E-mail/kosodate@city.shimada.lg.jp